

「生体医工学」投稿規定

(1990年4月施行, 2005年3月改定, 2007年3月改定, 2012年3月改定, 2013年10月改定, 2015年4月改訂, 2015年8月改訂)

日本生体医工学会では解説と原著論文の掲載を中心とした「生体医工学」を年6回発行します。

「生体医工学」は従来の「医用電子と生体工学」を引き継ぐもので, 2005年からは解説(特集)を主体に編集していました「BME」と統合し, 本学会の新たな総合誌として発行しています。原著論文としては, 「研究」, 「研究速報」, 「資料」を掲載します。巻・号は「医用電子と生体工学」を継承します。

原稿は原則として日本語で書かれたものに限る。執筆要項に従って書いてください。掲載の採否は「生体医工学」編集委員会で審議の上決定します。

1. 投稿資格

解説の原稿は原則として編集委員会より執筆の依頼を行ったものとします。原著論文の投稿は, 本学会の会員・非会員を問いません。

なお, 「研究」は論文賞の対象となりますが, 受賞資格については日本生体医工学会 選奨規定をご参照下さい。

2. 原稿の種類・内容および規定ページ

2.1. 解説

生体医工学関連の技術や研究の最近の成果を主として特集形式で紹介するもので, このほかにコラム, リレー随筆, 学会報告, 書評などの記事も掲載します。規定ページは内容に応じて, そのつど編集委員会が定めます。

2.2. 研究

本学会の目的にかなった新しい研究成果を発表するもので, 内容の客観性が高く, 他に未発表, 未投稿の原著論文とします。医学および工学の両者に関係のあることが望ましく, 次の諸項を含むもの。

i) 研究の目的とそれを応用した時の利益, ii) これまでの考え方と新しい考え方の差異, iii)

実験または演算などの結果の一例, iv) 検討の結果, など。原則刷り上がりは6ページ以内となります。

2.3. 研究速報

前項の「研究」とするほどまとまった形ではないが, 新しい考え方の提案, 新しい実験事実などで, 早く発表する価値があると考えられ, 他に未発表, 未投稿のもの。原則刷り上がりは4ページ以内となります。

2.4. 資料

機器, 部品などの試験報告や設計資料や, 生体医工学に関する調査結果などで, 発表することが読者に役立つと考えられ, 他に未発表, 未投稿のもの。原則刷り上がりは2ページ以内となります。

3. 掲載料

解説などの依頼原稿は原則, 無料とします。通常投稿, 生体医工学シンポジウム投稿, その他については掲載料を定めます(別表1)。

4. 投稿の手続き

原著論文の投稿に際しては, 執筆要項に従って論文を作成の上, 投稿票, 論文原稿をPDFファイルとし, 下記のURLより「生体医工学」編集部に送付してください。投稿手続きの詳細は執筆要項に記載されています。

<http://www.editorialmanager.com/jsmbe/default.aspx>

また, 不明な点がございましたら以下の編集部にお問い合わせ下さい。

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16
(財) 学会誌刊行センター内
「生体医工学」編集部
E-mail: tjsmbe@capj.or.jp
Tel: 03-3817-5821
Fax: 03-3817-5830

5. 著作権

「生体医工学」に掲載された論文の著作権および著作権は(社)日本生体医工学会に帰属します。ただし, 本会が必要と認めるときあるいは外部からの引用の申請があったときは, 編集委員会で審議し, 掲載ならびに著作権使用を認めることがあります。

6. 倫理面への配慮について

投稿論文は、以下に沿ったものとし、該当する事項を論文中に明記して下さい。この条件が満たされない場合は返却になることがあります。

- 1) ヒトを対象とした研究に当たっては、ヘルシンキ宣言¹の倫理的原則、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)」²に則ること。インフォームド・コンセントを得ること。所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること。個人情報保護に基づき、全ての個人情報を匿名化すること。
- 2) 動物を対象とした研究に当たっては、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)」³に則ること。所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること。
- 3) ヒトゲノム・遺伝子、ヒト幹細胞、あるいは遺伝子治療を対象とした研究に当たっては、厚生労働省の「医学研究に関する指針」⁴に則ること。所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること。

7. 利益相反の公開について

当該投稿論文内容に関して、筆頭あるいは連名著者が自身の本務とする機関・団体以外の企業あるいは営利団体と、別途定める一定額以上(別表2)の利益相反関係がある場合には、論文の所定の箇所に利益相反関係を明示してください。利益相反が無い場合には「日本生体医工学会の投稿規定の基準による利益相反はありません」と記してください。

判断に迷う場合は「生体医工学」編集部にお問い合わせ下さい。

8. 多重投稿・多重発表の禁止

研究、研究速報、資料は、英文誌・邦文誌を問わず、他に発表または投稿中の文献と同一の内容または極めて類似した内容を投稿することはできません。これには、学会発表に伴う予稿を含みます。

なお、数百文字程度で図表を含まない、いわゆる「抄録」は、その内容が研究内容の概略の説明に留まりますので多重発表の対象と致しません。しかし、1頁或はそれ以上の分量となる「予稿」では、図表などを併用して研究内容の詳細を記述することができますので、多重発表の対象となります。

判断に迷う場合は「生体医工学」編集部にお問い合わせ下さい。

別表 1.

投稿形態	1 頁当たりの掲載費	
	第一著者が 会員	第一著者が 非会員
依頼原稿	0 円	0 円
通常投稿	20,000 円	25,000 円
シンポジウム 投稿	20,000 円	25,000 円
上記以外の 企画記事	20,000 円	25,000 円
超過頁	上記金額に、1 頁当たり5,000 円を追加する。	

尚、会員とは、正会員、準会員、名誉会員、及び維持会員となっている企業等に所属する者とする。

別表 2.

利益相反の開示基準	1 企業または 1 営利団体当たり、年額で 100 万円以上を受領した場合。
-----------	--

以上

¹世界医師会 (WMA) の主要な宣言 :-

http://www.med.or.jp/wma/helsinki02_j.html

²http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/#hid1_mid1

³http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

⁴<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/>